

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和5年8月28日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2300083 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (国) 第 2300009 号

第 1 結論

昭和 61 年 4 月から平成 4 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成 4 年 3 月まで

私は、請求期間当時、大学及び大学院に通うため実家を離れ A 市に住んでいた。国民年金の加入手続については、はっきり覚えていないが、大学に入学 (昭和 61 年 4 月) する際、同市に来ていた父親が行ってくれたと思う。保険料については、父親から自分で納付すると言われてたため、最初は郵便局で納付していたが、昭和 61 年秋頃に引っ越しをした後、納付書が届かなくなってしまったため、その後は、ずっと B 社会保険事務所 (当時) 及び C 社会保険事務所 (当時) の窓口で納付していたと記憶している。

請求期間の保険料は、3 か月ぐらいの周期で、きちんと納付していたのは間違いないので、調査して記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続について、大学に入学する昭和 61 年 4 月に父親が行ってくれた旨陳述しているところ、加入手続を行ったとする父親は既に亡くなっていることから、加入手続の詳細は不明である。

また、請求者は、保険料について、請求期間当初は、納付書により郵便局で納付していたが、その後、転居に伴い納付書が届かなくなったことから、3 か月ぐらいの周期で B 社会保険事務所及び C 社会保険事務所の窓口で複数回納付していたとしている。

しかしながら、日本年金機構は、請求期間当時、現年度保険料については、市区町村が収納事務を行っていたため、B 社会保険事務所及び C 社会保険事務所の各窓口において、現年度保険料を納付することはできなかった旨回答している上、A 市は、郵便局が同市の収納代理郵便官署として指定されたのは、平成 5 年 4 月であるため、請求期間当時、郵便局で現年度保険料を納付することはできなかった

た旨回答していることから、請求者の陳述する納付方法は、当時の取扱いと相違している。

また、オンライン記録によると、請求者の現在の年金記録を管理している基礎年金番号（平成9年1月から使用されている制度共通の記号番号）は、平成9年1月に、当時、加入していた厚生年金保険に係る記号番号を用いて付番されていることが確認できることから、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、これまでに国民年金手帳記号番号（平成8年12月まで使用されていた国民年金に係る記号番号）が払い出された形跡は見当たらない。このため、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、請求者が請求期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、A市は、請求者に係る国民年金の記録はない旨回答している上、紙台帳検索システムにおいても、国民年金被保険者名簿等の帳票類が索出されないため、請求者に係る国民年金の加入手続及び保険料納付が行われていた形跡を確認することができない。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。